

都市計画事業の認可を受けて整備している路線について

都市計画法第59条の規定に基づく認可を受け、都市計画道路事業として整備する路線は、以下のとおりです。

【施行中の都市計画道路一覧】

施行者の名称：相模原市

事務所の所在地：相模原市中央区中央2丁目11番15号

縦覧の場所：相模原市都市建設局 リニアまちづくり課

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業施行期間
相模原都市計画道路事業 3・3・7号橋本西通り線	相模原市緑区橋本二丁目地内	令和7年1月24日 } 令和9年3月31日
相模原都市計画道路事業 3・4・21号橋本駅氷川線 同 3・5・17号東橋本大山線（関連外郭部）	相模原市緑区橋本一丁目及びび大山町地内	令和7年1月24日 } 令和14年3月31日
相模原都市計画道路事業 3・3・8号大西大通り線 同 3・3・1号国道16号線（関連外郭部）	相模原市緑区西橋本一丁目、西橋本二丁目、橋本一丁目及び橋本二丁目地内	令和8年6月26日 } 令和15年3月31日

都市計画法及び土地収用法に基づき事業地内での土地建物について以下のような制限や権利が発生します。

【事業地内の土地及び建物にかかる制限や権利等について】

○建築等の制限について

事業地内において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合には、相模原市長の許可が必要となります。

○土地建物等の売買の制限について

事業地内の土地建物等を有償譲渡しようとするときは、当該建物等、その予定対価の額及び譲渡の相手方を相模原市長に届け出る必要があります。この手続きを行わないと、都市計画法にて規定する罰則が適用されることがあります。

○土地収用法の適用について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきます。なお、土地収用法に基づき、事業地の土地所有者や関係人は、裁決申請請求、補償支払請求及び明渡裁決申立てをすることができます。

○土地価格の固定について

事業認可の告示日以降、事業地の取得価格を1年毎に評価し直します。

【お問い合わせ先】

道路事業の内容について	リニアまちづくり課	相模原市役所第1別館4階	Tell：042-707-7047
補償について	リニア拠点整備事務所	緑区合同庁舎5階	Tell：042-703-0405
建築等の制限について	都市計画課	相模原市役所第1別館4階	Tell：042-769-8247